韓国における児童生徒人権条例の内実化

—京畿道における教員研修を中心に—

出羽（でわ） 孝行（たかゆき）
（龍谷大学文学部准教授）

【要旨】

本報告は2010年に韓国で初めて制定された「京畿道児童生徒人権条例」（以下、適宜、条例とする）の制定を契機に児童生徒の人権を尊重しながら民主的な学校を創造していくための現場教師達の取り組みについて考察していくものである。具体的には2014年夏に京畿道教育庁が主催するNTTP研修として実施された「京畿道平和人権研修」に着目し、研修の運営主体である「京畿道人権教育研究会」所属教員の取り組み、そして同研修に参加した教員の認識を分析した。

分析の結果、「京畿道平和人権研修」は参加した教員にとって児童生徒の人権に関心を持つきっかけとなり、研修自体への満足度も高いことなどが明らかになった。このことから、教育行政の方針により左右されることのない、より長期的な児童生徒人権の「内実化」を進めるためにはNTTP研修のような教育庁の支援の下、持続的な教員自身による学校文化変革のための活動が重要になってくることが確認された。

文化的に類似点が多いといわれ、いじめや体罰といった共通の教育課題を持つ日本と韓国であるが、教師達の力によってよりドラスチックに学校文化を変えていこうとする韓国の事例から日本の教育界が学ぶところは大きい。

韓国における児童生徒人権条例の内実化
—京畿道における教員研修を中心に—

出羽　孝行

はじめに

本報告は2009年に韓国で初めて制定された「京畿道児童生徒人権条例」（以下、適宜、条例とする）の制定を契機に児童生徒の人権を尊重しながら民主的な学校を創造していくための現場教員達の取り組みについて考察していくものである。具体的には2014年夏に京畿道教育庁が主催するNTTP研修として実施された「京畿道平和人権研修」に着目し、研修の運営主体である京畿道人権教育研究会所属教員の取り組み、そして同研修に参加した教員の認識を分析した。それにより、現場教員の中から学校文化を人権親和的なものに変えていくことができる可能性について検討した。

１．韓国における児童生徒人権運動

日本の学校では体罰やいじめなどが問題になって久しいが、韓国でもこうした問題が深刻化している。いじめをはじめ、学校で発生する生徒間の心理的・身体的な攻撃行為のことを韓国では学校暴力と呼んでいる。学校暴力は2011年末に大田と大邱で発生した「いじめ自殺」事件を契機に大きな社会的関心事となり、2012年2月6日には政府の関係部署共同で「学校暴力根絶総合対策」が提示された。学校暴力が発生したとき、対象校では学校暴力対策自治委員会が設置され、加害者の出席停止や学校生活記録簿（指導要録）への加害事実の記載が行われるなど、厳格な対応が取られる。いわば加害者により厳しい「制裁」を課すことで学校暴力の根絶を狙っている。

一方で、子どもたちは成績至上主義の中で過剰な勉強量に追われ、また児童生徒は未成熟な存在との認識の下、学校での子どもの基本的人権は制限されてきた。こうした状況が問題視され、児童生徒の人権問題が組織的に提起され始めたのは1990年代以後であり、さらにこれらが社会的に認知され始めるのは2000年代以降とされる（カン・ミョンスク、2012、及びコン・ヒョン、2012）。この流れは「初・中等教育法」改正運動と、地域毎に条例を定める「学生人権条例運動」につながっていく。前者は立法運動が開始されたものの、法案成立までには至らなかった。後者についても当初、光州市で条例制定運動が起こるものの、途中で挫折した。しかし、2009年に教育監直接選挙制[1]が施行されることにより、各地で当選した、いわゆる進歩教育監[2]によって児童生徒人権条例の制定が目指されることになった。

２．京畿道児童生徒人権条例の特徴

京畿道は首都ソウルとともに首都圏を形成し、ソウルのベットタウンだけでなく、地方

の農村部をも包括する、韓国全体の人口の約4分の1を占める国内最大の自治体である。同様に、全国の児童生徒の4分の1が京畿道の学校に通っている。この京畿道で2010年、全国初の児童生徒人権条例となる「京畿道児童生徒人権条例」が制定された。日本でも同種の条例は神奈川県川崎市を皮切りに複数の自治体で制定されているが、日本の条例と比較した場合、京畿道児童生徒人権条例の特徴は「教育監（公選）主導によって『児童・生徒人権』保障をはかる学校改革条例である」（喜多明人、2011）点が特徴とされる。つまり、条例に書かれた内容が実際に守られるように、違反があった場合に具体的に是正するための制度が準備されているのである。本報告では詳しく触れることはできないが、そのための具体的な制度が「児童生徒人権擁護官」である。学校や教員による条例違反により児童生徒の人権が侵害された場合、学校から独立した専門職としての「児童生徒人権擁護官」が調停を行うことになっているのである。

条例の中身としては、「総則」「児童生徒の人権」「児童生徒人権の振興」「児童生徒人権侵害に対する救済」「補足」の5章から構成されており、特に第2章にあたる「児童生徒の人権」の内容が注目される。そこでは差別を受けない権利をはじめ、個性を実現する権利として学校が児童生徒の頭髪の長さを規制してはならないことや、所持品検査の禁止、携帯電話所持自体を制限することの禁止などが規定されている。また、学校は児童生徒の表現の自由を制限してはならないことや、校則制定過程に児童生徒が関与する権利なども示されている。さらに、条例制定時に最も物議を醸したこととして、体罰の禁止が明確に示されたことがある。これは児童生徒に懲戒を加える際に弁解の機会を与えることなどとともに、いわゆる「問題生徒」を厳しく指導できなくなるということで教員などから懸念が示されたものである。すべての児童生徒の人権を厳格に保障することにより「問題生徒」の声が大きくなり、生徒指導が成立しなくなるとの教員の危機感が存在する。

このことから、教員達の間では全般的に見て児童生徒人権条例に批判的な声が多い。ただ、条例制定は学校を管理する教育庁（教育監）の意思であることから、管理職教員を中心として条例に「適応」していこうとする動きも見られる。つまり、条例に対しては反発を覚えるが、教育庁の意思に逆らうことができないので「仕方なく」条例に従おうとするのが多くの教員達の現実であると考えられる。こうした状況に対し、むしろ積極的に条例の精神を教員が理解し、児童生徒の人権を擁護していけるための学校作りを目指す教員達も存在する。そういった教員達の集まりの一つが京畿道人権教育研究会である。

3．調査の概要

2014年度、報告者は龍谷大学から国外研究員の機会を与えていただき、東国大学校師範学部に客員教授として韓国に1年間在留した。この期間を利用して京畿道人権教育研究会の活動に密着し、京畿道教育庁が主催するNTTP研修（後述）、月例セミナー、宿泊セミナー等に参加して同研究会が人権親和的な学校作りのために果たす役割を探ってきた。そのうち、本報告では主にNTTP研修に着目し、同研修の内容、狙いなどについて考察し、研

修担当の研究会所属教員や、同研修に参加した教員に聞き取り調査を実施した。

調査対象者は研究会所属教員3名、NTTP研修参加教員3名、そして研究会に所属しながらNTTP研修対象であった教員1名の計7名で、報告者がインタビュアとして半構造化インタビューを実施した。なお、研究会所属教員3名は集団面談形式で実施し、他の4名は個人面談とした。また、2013年に研究会所属教員に対して行ったインタビュー調査結果や、研究会がNTTP研修受講者を対象に研修最終日に実施したアンケート結果も適宜、参照した。

4．京畿道人権教育研究会とNTTP研修について

京畿道人権教育研究会は2010年から2011年にかけて京畿道の中学校、高校に勤務する教員たちによって結成された。会員数はオンライン会員が100名以上いるというが、実質的に活動している教員は調査時点で27名である。この数は決して多いとはいえず、京畿道の学校で勤務する教員の中で児童生徒人権条例を積極的に支持する教員が少数にとどまっていることを象徴している。条例制定後、体罰は確実に教育現場で見られなくなったものの、研究会所属教員によれば、人権というものに対して教員の反感が強いことが指摘されており、児童生徒の人権と教員自身の権利とが対立関係にあるとの一般的認識から脱し切れていないことを表しているといえる。

京畿道教育庁が教員の専門性向上のために2012年度より導入している「新しい教師研修プログラム」（NTTP）は「NTTP教職生涯段階別演習」と「NTTP学習共同体研修」に分類されるものであり、前者の中に京畿道人権教育研究会も実施主体となった教科研修年職務研修が含まれる。本報告でNTTPとするとき、この教科研修年職務研修のことを指す[3]。京畿道が行っている教科研修職務研修の特徴は、教育庁が指定した研究会に運営を任せ、教員が研修企画から運営までを行うところにあり、10年以上の経歴を持つ教員が5年ごとに自身の関心に基づき、希望する講座を受講することができる。研修の時間数は60時間である（但し、2015年度からは時間数が30時間に削減され、10年以上の経歴の教員がすべて受講する形から、希望者のみが受講する形式に改変された）。

2014年に京畿道人権教育研究会が実施したNTTP研修は1学期の授業期間中に当たる6月から7月中旬までは毎週木曜日の午後6時半から約3時間行われ、夏休み後の7月後半から1週間は午前9時から午後4時20分まで行われた。

研究会所属教員は教育現場で児童生徒の人権が重視されていない状況をよく認識しており、こうした研修を実施して教員の意識を変えることを通じて児童生徒の人権感受性を育てることの意味を感じている。

5．NTTP研修参加教員の認識

研究会が研修最終日に実施したアンケートによれば、すべての回答者が研修に対し、「非常に満足」、または「満足」と回答していた。その理由として、「教師として過去と現在を

振り返るよい機会だった」という回答や、「『人権』という単語に自分自身が馴染んでいないが、これからもっと勉強をして努力し、まず自分自身の考えから変化させなければならないという考えに至るほど有益な研修」だったという声が示された。特筆されるのは元来人権に関心のある教員だけが受講して満足したというわけではないことである。また、人権に関心のない教員であっても研修が新たな視座を得る機会になったということが判明した。このことから、本研修会は所属組織や教師の関心に拘わらず、参加者にとって満足度が高かったということがいえる。

6．まとめ

今回の調査からは 以下のことが明らかになった。

①研究会のメンバーの多くは教育現場の民主化に一定の役割を担ってきた全国教職員組合出身者であり、研究会での活動を通じて会員自身の「成長」が認められる。

②一般に教員の人権に対する意識は高くなく、子どもの人権感受性を高め、条例の精神を広く学校に普及させるためには教員に対する人権教育が重要になる。

③京畿道が始めたNTTP研修は受講者である教員にとって人気のある研修であり、京畿道人権教育研究会が実施した研修会では様々な政治志向の教員が受講していたが、総じて受講生の満足度は高かった。

参考文献

喜多明人（2011）「京畿道児童･生徒人権条例と日本の子どもの権利条例―川崎市子どもの権利条例などをふまえて―」、子どもの権利条約総合研究所『子どもの権利研究』第19号、日本評論社、84-88頁。

カン・ミョンスク（2012）「学生人権条例制定の教育的意義」、韓国法と教育人権学会『法と人権教育研究』第5巻第2号、1-15頁。

コン・ヒョン（2012）「学生人権条例は善良な大人たちの贈り物ではない―学生の抵抗と学生人権制度化―」、ハン・ナッ、チェ・ヒョンギュ、チョ・ヨンソン他『最も人権的な、最も教育的な―学生人権条例が教育に問う―』教育共同体ボッ、248-258頁。

チョ・ユンジョン（研究責任者）（2014）『京畿道教科研修年職務研修成果及び改善方案研究』京畿道教育研究院

[1] 韓国の行政区域は9つの道と5つの広域市、世宗特別自治市とソウル特別市の合計16の広域自治体によって教育自治が実施されている。日本の教育委員会にあたるものとして、各広域自治体に教育庁が置かれており、その代表にあたるのが教育監である。教育監は法的位置づけとしては「教育、学芸に関する事務の執行機関」であり、条例案などの教育委員会（地方議会の常設委員会の一つ）への提出権を有するなど、自治体の教育方針を決定する立場にある。

[2] 「進歩」とはいわゆる「保守」の対立概念の政治志向のことをさす。日本でいうところの「革

新」に近い。政党に所属するものは教育監の被選挙権を持たないため、教育監選挙に政党が表面に出ることはないものの、「進歩」的な政治イデオロギーをもつ教育監を一般的に「進歩教育監」と呼んでいる。2009年に実施された統一地方選挙では全国6つの地域で「進歩教育監」が誕生している。

[3] NTTP研修については、チョ・ユンジョン（2014）を参照した。